

官報

号外 昭和三十三年四月六日

○第二十六回衆議院會議録第三十号

昭和三十三年四月六日(土曜日)

議事日程 第二十五号

昭和三十三年四月六日

午後一時開議

第一 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 揮発油税法案(内閣提出、参議院回付)

第三 地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

●本日の會議に付した案件
日程第一 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 揮発油税法案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(参議院回付) 揮発油税法案(参議院回付) 外一案

午後一時二十二分開議
○副議長(杉山元治郎君) これより會議を開きます。

日程第一 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十三年四月五日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

附則

(施行期日)
第一条 この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。
(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」といふ)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表中欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警 察 庁	昭和三十三年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十三年十一月三十日	一人
法務省本省	昭和三十三年十一月三十日	一人
大蔵省本省	昭和三十三年九月三十日 昭和三十三年十一月三十日 昭和三十三年十二月三十一日	一三三人 一三二人 一三一人
厚生省本省	昭和三十三年五月十五日	五七〇人 二七〇人

本議院案に対する参議院の修正に依る本文を掲ぐ。小字及びびは参議院修正

農林省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
運輸省本省	昭和三十三年六月三十日 昭和三十三年十一月三十日	八二人 八一人
建設省本省	昭和三十三年十一月三十日	一人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第十項の表厚生省の項中
昭和三十三年 五七〇人
昭和三十三年 二七〇人
に
改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二条の表厚生省本省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第二 揮発油税法案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第二、揮発油税法案の参議院回付案、日程第三、地方道路税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

揮発油税法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十三年四月五日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

附則
この法律は、公布の日即ち昭和三十三年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日即ち昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税については、なお従前の例による。
3 改正後の揮発油税法(以下「新法」といふ)第十四条第一項の規定の適用については、昭和三十三年四月分の申告書に限り、同項中「毎月」とあるのは、「この法律の施行の日から昭和三十三年四月分」とする。

和三十三年四月三十日まで」と読み替へるものとす。

13 4 ○新法
○第二十三條第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続き揮発油の製造者であるものについては、適用しない。

14 5 改正前の揮発油税法(以下「旧法」といふ)第七條第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第六項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

15 6 旧法第八條第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

16 7 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法(以下「新法」といふ)第九條の規定を適用する。

一 旧法第七條第一項又は第八條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたこと(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く)。

二 この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九條第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合
三 この法律の施行前に○租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六條第一項、○日二十二項の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第六号)第三十二條第三項に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む)、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十二号)第七條、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十二号)第一條に規定する協定第六條又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定(○第二十三項においてその例によるものとされる第二十二項の追徴が行われる場合)

17 8 旧法第七條第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

18 9 この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合において、新法第十七條第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。

19 10 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(合計五キロメートル以上の揮発油(新法第十六條に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十二項において同じ)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その者がこの法律の施行の日(これを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロメートルにつき三千八百円の揮発油税を課する)。

11 11 前項の場合において、その揮発油税額が三万八千円以下のときは、昭和三十三年四月三十日限り、三万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万八千円をこえるとき
昭和三十三年四月及び五月
税額七万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額二十二万八千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額三十八万八千円をこえるとき
同年四月から八月まで

11 12 第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
13 14 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「物品税法第九條の下に」、揮発油税法第十七條第一項を加える。
第八條及び第九條中「物品税法の下に」、揮発油税を加える。

14 15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
第十條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同條第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替へる」を、「所轄税務署長」とあるのは、「所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替へる」に改める。
第十一條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

15 16 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
第十二條第三項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

17 通関業務の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第一号中「揮発油税法による揮発油税(以下「揮発油税」といふ)を「揮発油税」に改める。

16 18 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。
第四條第二項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第一項中「又は引取」及び「又は引取入」を削り、同條第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十條第一項」を「物品税法第十條第一項又は揮発油税法第十二條第一項」に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

1779 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

1820 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二條第二号中「同法第十五條(揮発油とみなす場合)」を「同法第六條(揮発油等とみなす場合)」に改める。

第六條第一項中「揮発油税法第十三條」を削る。

21 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を削る。

1922 租税特別措置法(昭和三十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油

税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第二條第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「(同法第六條の規定により揮発油とみなされる物を含む。)」を加える。

第八十九條及び第九十條を次のように改める。

(石油化学原料として消費される揮発油の免税)

第八十九條 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合は、所轄税関長)の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する製品(揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ)の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締必要があることを認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定す

る製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ、

(航空機の燃料用揮発油等の免税)

第九十條 揮発油税法の施行の日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場(保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ)の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用
二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2 揮発油税法第十四條第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者

から地方道路税をあわせて徴収する。

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しよとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十條第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二條第一項の規定にかかわらず、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4 揮発油税法第十四條第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四條及び第二十六條の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

23 前項の規定による改正前の租税特別措置法第八十九條の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税及び地方道路税の徴収又は免除については、第七項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

地方道路税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和三十三年四月五日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 谷秀次 殿

附則
公布の日を以て施行する。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方道路税法(以下「旧法」といふ)第五條第二項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る地方道路税の徴収並びに当該揮発油の消費及び譲渡に係る地方道路税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4 揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)附則第六項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五條第三項の規定又は揮発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法(以下「新法」といふ)第四條の規定を適用する。

5 揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の三十八分

本議院付案に對する
衆議院の修正に對する
本文を以て、小字及
びは參議院修正

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十号 揮発油税法案(參議院回付)外一案

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

の十五に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十〇項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

6 前項の規定による地方道路税については、新法第七條第二項及び第十條から第十三條まで中「百八十三分の三十五」とあるのは、「五十三分の十五」と、「百八十三分の百四十八」とあるのは、「五十三分の三十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「揮発油税法第十七條第一項の下に、地方道路税法第九條第一項(揮発油税法第十七條第一項の規定に係る部分に限る。)を加える。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特別に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「揮発油税法第十二條並びに地方道路税法第

五條」を「並びに揮発油税法第十二條」に改める。

10 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特別に関する法律(昭和二十九年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「揮発油税法第十二條及び地方道路税法第五條」を「及び揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税法」の下に「及び地方道路税」を加える。

11 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「地方道路税法第九條第二項及び」を削る。

12 租税特別措置法(昭和三十三年法律第〇二六号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「第五條」の下に「及び地方道路税法第五條第一項又は第二項」を、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同條第二項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

第九十條第四項中「第二十六條」の下に「並びに地方道路税法第十四條の二」を加える。

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案の衆議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、両案は衆議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第四、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員会理事油田清志君。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和三十三年三月十三日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 益谷秀次殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「三瀬谷簡易裁判所」を「大台簡易裁判所」に、「三本木簡易裁判所」を「十和田簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

Table with 2 columns: 別表第四表名称の欄中「三瀬谷簡易裁判所」を「大台簡易裁判所」に、「三本木簡易裁判所」を「十和田簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

Table with 2 columns: 別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米村」を「久留米町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩村」を「羽村町」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野町」を「大野町」と改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「神田村 城島村 岡崎村」並びに同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「水谷村」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「安行村 戸塚村 大門村 野田村」を「美園村」に改め、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大越村」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮止村 八幡村 八条村」を、「八潮村」に、「彦成村 早稲田村 東和村 松伏領村」を「三郷村 松伏村」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴瀬村 南畑村」を「富士見村」に、「豊岡町」を「武蔵町」に改め、「金子村 藤沢村 宮寺村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「高萩村」「東吾野村 原市場村」及び「吾野村」を削り、同表

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米村」を「久留米町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩村」を「羽村町」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野町」を「大野町」と改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「神田村 城島村 岡崎村」並びに同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「水谷村」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「安行村 戸塚村 大門村 野田村」を「美園村」に改め、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大越村」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮止村 八幡村 八条村」を、「八潮村」に、「彦成村 早稲田村 東和村 松伏領村」を「三郷村 松伏村」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴瀬村 南畑村」を「富士見村」に、「豊岡町」を「武蔵町」に改め、「金子村 藤沢村 宮寺村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「高萩村」「東吾野村 原市場村」及び「吾野村」を削り、同表

Table with 2 columns: 別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米村」を「久留米町」に、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩村」を「羽村町」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野町」を「大野町」と改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「神田村 城島村 岡崎村」並びに同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「水谷村」を削り、同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「安行村 戸塚村 大門村 野田村」を「美園村」に改め、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「大越村」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮止村 八幡村 八条村」を、「八潮村」に、「彦成村 早稲田村 東和村 松伏領村」を「三郷村 松伏村」に改め、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴瀬村 南畑村」を「富士見村」に、「豊岡町」を「武蔵町」に改め、「金子村 藤沢村 宮寺村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「高萩村」「東吾野村 原市場村」及び「吾野村」を削り、同表

簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城県の内
北相馬郡

同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「若松村」、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「筑波郡の内」

北相馬郡の内 菅内守谷村

及び同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「帯根村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村 水代村」を「大平村」に改め、「小野寺村 富山村 静和村」を削り、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「絹村」を「桑絹村」に改め、「桑村」及び「寒川村」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「木瀬村」を「城南村」に、「横野村」を「赤城村」に改め、「荒砥村」及び「敷島村」を削り、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「木崎町」を「新田町」に改め、「生品村」及び「掃打村」を削り、同表三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下狩野村」及び「西豆村」を削り、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「田原村」を削り、「浅羽町」を「浅羽町」に改め、同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「光明村 龍川村 熊村 上阿多古村 下阿多古村」及び「城西村」を削り、「浦川町 山香村 佐久間村」を「佐久間町」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬王村 玉幡村」を「龍王町」に改め、「御影村 田之岡村」を「八田村」に改め、「東山梨郡の内」を削り、同表日下部簡易裁判所の項を次のように改める。

山梨県の内
山梨市 塩山市 東山梨郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「船津村 小立村」を「河口湖町」に改め、「大石村 河口村」を削り、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「西条村」及び「川中島村」を削り、「牧郷村 更府村 稲荷山桑原町」を「信更村 稲荷山町」に、「信田村 昭和村」を「川中島町」に改め、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉科村」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「伍賀村」を「御代田町」に改め、「御代田村」及び「小沼村」を削り、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「福島村」を「栄村」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「今町」及び「大面村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「水原村 寺野村」を削り、「杉野沢村 妙高々原村」を「妙高々原町」に改め、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「米山村」を削り、同表大沼田簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田市」を「池田市 箕面市」に、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「味生村 味吉町」を「三島町」に改め、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町」及び「豊川村 鳥飼村」を削り、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「寝屋川市」を「寝屋川市 大東市」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「美木多村」を削り、「平尾村 黒山村 丹比村 丹南村」を「美原町」に改め、同表富田林簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪府の内
富田林市 河内長野市
富田 南河内郡の内
河内町 太子町 千早赤阪村

同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「古市町」を「南大阪町」に改め、「国分町 駒ヶ谷村 西浦村 埴生村 高鷲町」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「貝塚市」を「貝塚市 和泉市」に改め、「和泉町」及び「北池田村 北松尾村 南池田村 横山村 南横山村 南松尾村」を削り、同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「由良村」、同表綾部簡易裁判所の管轄区域の欄中「何鹿郡」及び同表和田山簡易裁判所の管轄区域の欄中「養父郡の内」を削り、同表八咫簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫県の内
養父郡
美方郡の内
村岡町 美方町

同表柳生簡易裁判所の項及び桜井簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良県の内
添上郡の内
柳生村 月瀬村 東里村 狭川村 大柳生村
山辺郡の内
山添村
奈良県の内
桜井市
山辺郡の内
都祁村 磯城郡の内
大三輪町 初瀬町

同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和高田市」を「大和高田市 橿原市」に改め、「耳成村」「川東村」「多村」及び「都村 平野村」を削り、同表吉野簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良県の内
吉野郡の内
大淀町 下市町 黒滝村 天川村 吉野町 川上村 上北山村 下北山村

同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「日枝村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和佐村 東山東村 西山東村」「西脇町」「上岩田村 根来村 山崎村」及び「瀬月村」を削り、「池田村 田中村 安楽川町 奥安楽川村」を「打田町 桃山町」に改め、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「安原村」を削り、同表湯浅簡易裁判所の管轄区域の欄中「有田郡」を「有田市 有田郡」に改め、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬瀬村」を削り、同表田辺簡易裁判所の項を次のように改める。

和歌山県の内
田辺市
西牟婁郡の内
牟婁町 大塔村 上富田町 富田川町 富田村 白浜町 中辺路町 日置川町
日高郡の内
南部町 南部川村 龍神村

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域の欄中「日置町 三舞村」を削り、同表串本簡易裁判所の管轄区域の欄中「田原村 高池町 明神村 小川村 七川村 三尾川村 西向町」を「古座川町」に改め、同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「船着村 川中村 川上村 切目村」を「中津村 美山村」に、「真妻村 船原村」を「安住村」に改め、「寒川村」を削り、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「小口村 三津ノ村 高田村」を「熊野川町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を次のように改める。

和歌山県の内
本宮 東牟婁郡の内
本宮町

同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊明村」を「豊明町」に改め、同表新成簡易裁判所の管轄区域の欄中「八名郡」を削り、同表津簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月六日 衆議院會議録第三十号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

の管轄区域の欄中「河芸郡 安芸郡」を「安芸郡」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「下外城田村」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の項を次のように改める。

三重県の内
多気郡の内
大台町 宮川村
大杉谷村
度会郡の内
大宮町 紀勢町
大内山村

同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「下麻生町」、「久田見村 潮南村 福地村 蘇原村 黒川村」及び「佐見村」、同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「川西村」、同表輪島簡易裁判所の管轄区域の欄中「創地村 町野町」並びに同表珠洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴川町」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村 瀬野村 畑賀村 東海田町」を「瀬野川町 海田町」に、「海田市町 中山村 温品村」を「安芸町」に、「井口村 砂谷村 水内村 上水内村」を「湯来町」に改め、「平良村 原村 宮内村 地御前村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の項を次のように改める。

広島県の内
賀茂郡の内
西条町 寺西町
八本松町 志和町
高屋町 造賀村
河内町 大和町
豊栄町 福富町
安芸郡の内
熊野跡村

同表加計簡易裁判所の項を次のように改める。

加計
広島県の内
山原郡の内
加計町 戸河内町
筒賀村 芸北町

同表千代田簡易裁判所の管轄区域の欄中「原村」を「豊平町」に改め、同表具簡易裁判所の項及び竹原簡易裁判所の項を次のように改める。

具
広島県の内
具市
安芸郡の内
音戸町 倉橋町
江田島町 下蒲刈
島村 蒲刈町
賀茂郡の内
黒瀬町
佐伯郡の内
大柿町 能美町
沖美町
豊田郡の内
安浦町 安登村
川尻町
竹原
広島県の内
豊田郡の内
竹原町 大江町
東野村 大崎町
豊町 豊浜村 忠
海町 瀬戸田町
安芸津町

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「高坂村」及び「赤坂村 浦崎村」並びに同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝町」及び「熊野村 水呑町 津之郷村 瀬戸村」を削り、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「三丘村 高水村 勝間村 八代村」を「熊毛町」に改め、同表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂上村」を削り、「玖珂町」を「玖珂町 美和町(大字北中山、秋掛、生見、下畑及び阿賀を除く)」に改め、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「美和村」を「美和町(大字北中山、秋掛、生見、下畑及び阿賀)」に改め、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊保庄村 阿月村」、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福谷村 岩田村 日近村 大井村」、同表尾島簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浦町」及び同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉備郡 田村」を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇倍野村 大成村」を「国府町」に、同表若核簡易裁判所の管轄区域の欄中「八束村 安部村」を「八頭村」に、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「米子市」を「米子市 境港市」に改め、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「大善寺町」及び同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「小城市の内 南山村 北山村」を削り、同表小城簡易裁判所の項を次のように改める。

小城
佐賀県の内
多久市 小城市

同表武雄簡易裁判所の管轄区域の欄中「橋下村」及び同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「北有明村」を削り、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜崎町 玉島村」を「浜崎玉島町」に、「有浦村」を「玄海町」に、同表呼子簡易裁判所の管轄区域の欄中「植賀村 名護屋村

打上村を「鎮西町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江島村」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「堂崎村」を削り、「多比良町 土黒村」を「国見町」に、「西郷村 大正村」を「瑞穂村」に改め、同表佐世保簡易裁判所の項を次のように改める。

佐世保
長崎県の内
佐世保市
東彼杵郡の内
波佐見町 川棚町
宮村
北松浦郡の内
小値賀町 宇久町

同表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

有川
長崎県の内
南松浦郡の内
有川町 新魚目町
上五島町 奈良尾町 若松町

同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬田村 陣内村」、「護川村 平真城村」及び「錦野村」を削り、「不知火村 松合町」を「不知火町」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「隈赤村 六栄村」を「隈赤村」に改め、同表山鹿簡易裁判所の項を次のように改める。

山鹿
熊本県の内
山鹿市 鹿本郡
菊池郡の内
旭志村 菊池町
七城村

同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏村」を「藤陽町(大字馬見原、

長崎、滝上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、塩出迫及び塩原を除く)に改め、同表矢部簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村」を「清和村」に、「馬見原町 菅尾村」を「藤陽町(大字馬見原、長崎、滝上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、塩出迫及び塩原)」に改め、「小瀬村」を削り、同表八代簡易裁判所の管轄区域の欄中「二見村」及び同表水原簡易裁判所の管轄区域の欄中「久木野村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「島子村」を「有明村」に、「都呂々村 福連木村 下田村 高浜村 松島村」を「天草町 松島町」に改め、「大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村 下津浦村 桶浦村」を削り、同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「大江村」及び「宮野河内村」を削り、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「郡山村 下伊集院村」を「郡山町」に、同表種子島簡易裁判所の管轄区域の欄中「南種子村」を「南種子町」に改め、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「古仁屋町」を「瀬戸内町」に改め、「西方村 実久村 鎮西村」及び「早町村」を削り、同表大隅簡易裁判所の管轄区域の欄中「市成村」を「薩北町」に改め、「野方村」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「勝目村」を削り、「田布施村 阿多村」を「金峰町」に改め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「永利村」及び「高江村」並びに同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「百引村」を削り、同表福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯曾村 大館村」を「飯館村」に改め、同表三春簡易裁判

所の管轄区域の欄中「宮城村」を「中田村」に改め、「御館村」を削り、同表相馬簡易裁判所の管轄区域の欄中「石神村」を削り、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「田山村 荒沢村」を「安代町」に改め、同表岩手簡易裁判所の管轄区域の欄中「小本村」及び「大川村 有芸村 安家村」を削り、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊川村」を削り、「面瀧村 一日市町」を「入部町」に改め、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「弘戸村 瀧西村」を「琴浜村」に改め、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「浅舞町」を「平鹿町」に改め、「吉田村」を削り、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢町」を削り、「飯詰村 金沢西根村」を「仙南村」に改め、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村 生保内町 田沢村 榎木内村 西明寺村」を「田沢湖町 西木村」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「後湯村」を削り、同表三本木簡易裁判所の名称の欄中「三本木」を「十和田」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「三本木市」を「十和田市」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「新十津川村」を「新十津川町」に、同表小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中「早来村」を「早来町」に改め、同表小樽簡易裁判所の管轄区域の欄中「美国郡」及び同表富良野簡易裁判所の管轄区域の欄中「東山村」を削り、同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川郡(天塩国)」を「名寄市 中川郡(天塩国)」に改め、「名寄町」を削り、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「相内村」、同表遠軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「若佐村」、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴羽村 鴨部村」並びに同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「前田村 井戸村 林村」三谷村 川添村」及び「造田村」を削り、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「高見島村 佐柳島村」及び「松山村 王越村」を削り、「坂本村 法興寺村」を「飯山町」に改め、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「長茂村 造田村 美合村」を「琴南村」に改め、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「北灘村」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 高知 (Takachi) and 高知県の内 (Inside Takachi Prefecture). The table lists various municipalities and their corresponding simplified court jurisdictions.

同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「角茂谷、榎谷、上穴内、北滝本及び繁藤」を「及び角茂谷」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「美良布町 土佐山田町」を「大宮町」に、「榎山村 上非生村」を「物部村 土佐山田町(大字 上穴内、榎谷、繁藤、北滝本及び角茂谷を除く)」に改め、「晴霞村」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「上半山村 下半山村」を「葉山村」に改め、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「白田川村」及び同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡の内 大保木村」を削り、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡の内 新居浜市 新居角野町」を「新居浜市 新居郡」に改める。

この法律案の要点は次の三点であります。第一は、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「角茂谷、榎谷、上穴内、北滝本及び繁藤」を「及び角茂谷」に改め、同表赤岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「美良布町 土佐山田町」を「大宮町」に、「榎山村 上非生村」を「物部村 土佐山田町(大字 上穴内、榎谷、繁藤、北滝本及び角茂谷を除く)」に改め、「晴霞村」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「上半山村 下半山村」を「葉山村」に改め、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「白田川村」及び同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡の内 大保木村」を削り、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居郡の内 新居浜市 新居角野町」を「新居浜市 新居郡」に改める。

所外一簡易裁判所の庁名を改称しようとするものであります。第二は、市町村その他の行政区画の変更に伴いまして、浦和簡易裁判所外三十一簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴い、下級裁判所の管轄区域の基準となっておる行政区画に変更等があったものについて、この法律の別表第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものであります。さて、法務委員会におきましては、三月十五日中村法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府当局に対し質疑を行いました。その詳細は速記録に譲ることといたしました。かくて、四月五日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決に付したところ、本法案は政府原案の通り全会一致をもって可決せられた次第であります。(拍手) 右、御報告申し上げます。(拍手)

出席政府委員 行政管理局 楠美 省吾君 法務政務次官 松平 勇雄君 朗読を省略した報告 一、昨五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。 輸出検査法 輸出保険法の一部を改正する法律 一、昨五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律 開拓融資保証法の一部を改正する法律 開拓官農振臨時措置法 一、昨五日決算委員会において、次の通り理事を補充選任した。 理事 本名 武君(理事白井 莊一君昨五日理事辞任につきその補充) 一、昨五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 横路 節雄君 外務委員 福田 昌子君 大蔵委員 山花 秀雄君 文教委員 伊瀬幸太郎君 社会労働委員 野原 覺君 山花 秀雄君 農林水産委員 福田 昌子君 運輸委員 橋 兼次郎君 建設委員 下川儀太郎君 一、昨五日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。 内閣委員 足鹿 覺君 下川儀太郎君

外務委員

山花 秀雄君 福田 昌子君
大蔵委員 横路 節雄君
文教委員 伊瀬幸太郎君
社会労働委員

福田 昌子君 山花 秀雄君
農林水産委員 足鹿 覺君
運輸委員 森本 靖君
建設委員 橋 兼次郎君

一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本道路公団法の一部を改正する法律案

一、昨五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

旅館業法の一部を改正する法律案

一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第二号)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第七号)

中小企業団体法案(内閣提出第一三〇号)

以上五件 商工委員会 付託

日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

建設委員会 付託

一、昨五日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三五号(予))

社会労働委員会 付託

一、昨五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

離島振興法の一部を改正する法律案

一、昨五日第二十五回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を参議院に送付した。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農林漁業組合再整備備法の一部を改正する法律案

一、昨五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特別とん護手税法案

北海道開発公庫法の一部を改正する法律案

一、昨五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出)

一、昨五日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

揮発油税法案

地方道路税法の一部を改正する法律案

一、昨五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

輸出検査法案

輸出保険法の一部を改正する法律案

一、昨五日第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした次の議案は委員会において議決を要しないものと決した旨参議院に通知した。

農林漁業組合再整備備法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十二名提出)

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、昨五日第二十五回国会において本院で継続審査をした次の議案は委員会において議決を要しないものと決した旨参議院に通知した。

農林漁業組合再整備備法の一部を改正する法律案(小枝一雄君提出)

一、昨五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓営農振興臨時措置法案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓営農振興臨時措置法案

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良紙は二十四円)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段御三三 官報課